

令和6年度認知症介護基礎研修（山口県宅老所・グループホーム協会）

【研修受講上の留意点】

・受講要件について

令和3年度介護報酬改定で介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させることが義務付けられました。

・e-ラーニング受講方法について

PC、タブレット、スマートフォンを使用し、24時間いつでもどこでも受講が可能です。

・受講申し込みの流れ

(1) 「事業所登録」と「事業所コード」の発行

【事業所の責任者が行うこと】

※(1)の手続きは、受講者本人ではなく、事業所の責任者が行います。

(受講者が行うことはできません)

以下の手順に沿って「事業所登録」と「事業所コード」の発行を行ってください。

【事業所コードの発行手順】

ア. 専用サイトトップページ (<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/>) へアクセスし、ホームページ下部にある「**事業所登録フォーム**」をクリックしてください。

イ. 必要事項を入力して「**確認画面へ進む**」をクリックしてください。「自治体名」を選ぶ際に「**山口県（山口県宅老所・グループホーム協会）**」を選択してください。

その他、介護保険事業所番号や事業所名の入力、代表メールアドレス等を入力していきます。

ウ. 入力完了後、上記で承認されると、登録したメールアドレスに「**事業所コード**」が届きます。
(発行に数日かかる場合があります)。

エ. 発行された「事業所コード」は、当該事業所の**受講希望者へ配布・通知**してください。

オ. **事業所コードの発行は最初のみ**です（受講申込の都度発行するものではありません）。

(2) 受講のお申込みの手続き【**受講希望者本人が行うこと**】

ア. 受講希望者は「**事業所コード**」を事業所の責任者から受け取ってください。

イ. <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/> にアクセスし「**受講申込はこちら**」をクリックします。

ウ. 「**メールアドレスの仮登録**」を行い、「**確認メール送信**」をクリックします。

エ. 必ず **ご自身のみが利用するメールアドレス** を登録してください。

法人で1つのメールアドレスを複数人で登録することはできません。法人の代表メールアドレスと重複登録も不可です。

※「別添の「**操作マニュアル(認知症介護基礎研修受講者用)**」を参考に登録手続き等を行ってください。

本会 HP「認知症介護基礎研修」からもダウンロードできますのでご活用ください。

(3) 「個人情報登録」の手続き【受講希望者本人が行うこと】

上記(2)で登録したメールアドレスにメールが届きます。その中の URL にアクセスし、名前や生年月日、パスワード(ご自身で決め、ご自身で保管管理ください)、「事業所コード」などを入力・設定します。

※過去受講実績がある事業所から、申込書をご提出いただく前に登録されるケースが散見されます。
まずは申込書をご提出ください。

(4) 件名が【認知症介護基礎研修 e-ラーニング】「受講許可のお知らせおよび受講料お支払いのお願い」というメールが届きます。このメールの中には、受講料お支払いの案内とログインするために必要な ID が記載されています。

件名は「e-ラーニング受講許可のお知らせ」となっていますが、まだこの段階では受講できません。仙台センターのシステム上から自動送信されるメールのためこのような件名となっています。実際には「受講料お支払いの案内」と「ログインするために必要な ID」を伝えるためのメールだとお考えください。

(5) 受講者本人の ID が付与された後に、山口県宅老所・グループホーム協会が指定する口座に速やかに振込みください。原則として(4)のメールが届く前にお振込みするのはご遠慮ください。口座番号などのお振込みに関する詳細はお申込みいただいた後に山口県宅老所・グループホーム協会からお知らせします。

(6) 山口県宅老所・グループホーム協会の方で受講料のお振込みを確認すると、件名が【認知症介護基礎研修 e-ラーニング受講許可のお知らせ】というメールが届きます。

(7) <https://dcnet.marutto.biz/e-learning/> へアクセス。(4)の ID 等を使いログインし、「My page」に進み、「研修をはじめる」をクリックすると受講スタートです。

・研修受講上の進行確認及び修了証の発行

(1) 学習内容は研修の目的、序章、4つのチャプター(章)に分かれており、それぞれ講義動画確認テストからなっています。また各章はいくつかの学習単位(5分~10分程度)で構成され講義動画と事例確認の問い等からなっています。

受講の際には、まずその章の講義動画を視聴し、その後確認テストに進みます。

確認テストでは、講義動画内で示した内容に関する○×式の問題が5問出題され、解答後には正誤とともに出題内容に関する解説が表示されます。確認テストに全問正解すると次の章に進めます。

(2) 学習内容をすべて受講し終えた受講者は「研修修了=修了証書承認待機状態」となります。

本会で受講内容の修了確認を終えたのちメールでの通知が受講者に送られます。メールを確認後、自身の My page より修了証の発行を行ってください。

※開催期間中多くの受講生が想定されるため研修終了の確認は原則毎週金曜日とさせていただきます。学習内容が終了した週の金曜日以降の承認作業とさせていただきます。その後、修了証書の発行になりますのでご了承ください。

【受講料のお支払いについて】

・受講者単位で受講料が発生します。受講料については以下の通り。

一般 5,000円

本会会員事業所職員 4,000円

(本会会員とは山口県宅老所・グループホーム協会正会員事業所のことを指します)

・別紙請求書に指定された口座に原則 **受付番号と受講者名** でのお振込みをお願いします。

例.「1ヤマグチタロウ」

・1事業所から複数の受講申し込みをされ、個人名での振り込みではなく複数人分を事業所でまとめて入金される際は入金後に本会あてに「請求通し番号と受講者名」を記載したメールの送付をお願いいたします。メールがない場合には入金確認が遅れ、受講開始が遅くなる可能性がありますのでご理解ください。

【研修についてのお問い合わせ方法】

申込期間をはじめ、研修期間中は問い合わせの電話で混雑する可能性があります。

基本的にはeラーニング内の問い合わせ先、もしくは本会のメールアドレスに連絡を頂き、文章で問い合わせを残していただくと折り返し連絡をさせて頂いた際に説明がしやすい状況となりますのでメールでの問い合わせ連絡にご協力ください。その際に「**申込番号**」「**受講者名**」「**所属先**」「**連絡先**」「**連絡担当者**」「**相談内容**」の入力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

(1) 本研修に関するお問い合わせ先

(社) 山口県宅老所・グループホーム協会 事務局 (担当：近藤)

〒759-6611 山口県下関市安岡本町1-11-12

TEL 090-8998-8977 FAX 083-258-1828

(2) 受講要件等及び研修事業全般に関すること

山口県健康福祉部 長寿社会課 地域包括ケア推進班 (担当：小玉)

TEL 083-933-2788